

2017年5月16日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、一般社団法人建設プロジェクト運営方式協議会（以下「当法人」という。）と称する。

2 当法人は、「CPDS協議会」と略称することができる。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、発注者側の選択肢を増やし、建設投資・施設性能の最適化により産業競争力を強化すると共に、受注者側である建設業の競争力・マネジメント能力を高めることで、多様な建設プロジェクト運営方式の発展とそれを担う人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 新たな発注・契約方式の研究・開発及び学術的な振興に関する事業
- (2) 発注者側への新たな発注方式の普及・啓発、ノウハウ蓄積支援に関する事業
- (3) 受注者側への新たな発注方式の普及・啓発に関する事業
- (4) 官民連携事業における新たな発注方式の普及・啓発、ノウハウ蓄積支援に関する事業
- (5) 大学における、新たな発注方式を担う人材育成支援に関する事業
- (6) 前号以外の、新たな発注方式を実践する人材の育成に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 当法人は、前項の各号に関する事業の一部を当法人以外の者に委託して実施することができる。

## 第2章 会員等

(当法人の会員)

第5条 当法人は、第3条に規定する当法人の目的に賛同する法人、団体又は個人であつて、第6条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

2 当法人は、理事会の承認により、前号に規定する会員の他、法人、団体又は個人に対し、オブザーバーの資格を与えることができる。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることによって会員たる資格を得る。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、会員のうち入会金及び会費の納入を免除する者を理事会の決議で定めることができる。

(届出)

第8条 会員は、次の事項に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

- (1) 名称（氏名）の変更
- (2) 主たる所在地（住所）の変更
- (3) 代表者の変更

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合当法人は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の7日前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の規約（以下「本規約」という。）、規則又は総会若しくは理事会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 正当な理由なく当法人の理事又は会員の名誉を傷つけたとき
- (4) 正当な理由なく当法人の業務を妨害したとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 会員について、破産手続開始決定がなされたとき。
- (3) 会員が法人又は団体の場合であり、当該会員が解散したとき。

- (4) 会員が個人の場合であり、当該会員が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、当該会員は、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 会員がその資格を喪失しても、当法人は、当該会員に対して既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しないものとする。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事及び監事は、第5条第2項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、本規約の定めるところにより、会務を総理し、当法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は理事会を構成し、本規約の定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 当法人の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、役員が選任された総会の日から2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員退任後の権利義務の継続)

第15条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその権利及び義務を有するものとする。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議により、いつでも解任することができる。

- 2 前項の場合において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が

あると認められ解任する場合は、当該役員に対し、解任の決議を行う総会の日から7日前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員には、別に定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、当法人の活動にかかる費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第18条 当法人の総会は、全ての会員をもって構成する。

(総会の種別等)

第19条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員総数の5分の1以上から総会に付すべき事項及びその理由を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第13条第4項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他理事会が必要であると認めたとき。

(総会の権能)

第20条 総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 会計処理規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他当法人の運営に関する重要な事項。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 第19条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくとも当該総会開催の7日前までに、会議の日時、場所及び目的となる事項を全ての会員に通知しなければならない。ただし、第25条第1項の規定に基づき、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、当該総会開催の10日前までにその通知を発しなければならない。

ない。

4 理事会で決議した場合には、総会を持ち回りで開催することができる。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の議決方法等)

第24条 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会においては、第21条第3項によりあらかじめ会員に通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項を決議する場合又は全会員が同意した場合については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、出席会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 本規約の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による議決権の行使)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに当法人に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(総会議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び当該総会に出席した会員数（書面又は代理人による議決権行使をした会員数を含む）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任さ

れた議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (理事会の構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

### (理事会の職務)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 会長及び副会長の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解任
- (4) その他当法人の運営に必要な事項

### (理事会の開催)

第29条 理事会は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。次の各号の一に該当する場合は臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会に付すべき事項及びその理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、当該出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事(当該事項について決議に加わることができる者に限る。)

の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成し、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

2 前項の議事録は、出席した全ての理事及び監事が記名押印しなければならない。

## 第6章 事務局等

(事務局)

第34条 当法人は、当法人の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) その他の職員

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を得て、会長が選任する。

4 当法人の事務及び庶務は、事務局長が総括する。

5 会長は、理事会の議決を得て、必要に応じて事務局次長を置くことができる。

(業務の執行)

第35条 当法人の業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、当法人の理事会で定める諸規程（以下「諸規程」という。）によるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第36条 当法人は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 本規約及び諸規程

(2) 役員等の氏名を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する帳簿

(4) 会計処理規程に基づく書類及び帳簿

(5) 総会及び理事会の議事録

(6) 第37条に定める事業計画

(7) 第42条に定める各書類

(8) 第47条に定める文書に関する帳簿

(9) 第50条に定める会長印登録簿

## 第7章 事業計画

### (事業計画)

第37条 事業計画は、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、総会に諮らなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、第2条の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え付けておかなければならない。

## 第8章 会計

### (会計年度)

第38条 当法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (資金)

第39条 当法人の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員が納入した入会金及び年会費
- (2) その他の収入

### (事務経費)

第40条 当法人の事務に要する経費は、前条に定める資金をもって充てる。

### (収支予算)

第41条 当法人の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得て決定される。

### (監査等)

第42条 会長は、毎会計年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の14日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
  - (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 財産目録
  - (6) その他必要と認められる附属書類
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。



(剰余金の処分制限)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

第45条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議に基づき、委員会及び本部会議等を設けることができる。

2 委員会及び本部会議等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

## 第10章 当法人の文書取扱

(文書の発行名義人)

第46条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第47条 事務局は、発行文書に関する帳簿を、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第11章 法人印の取扱

(定義)

第48条 本規約において「法人印」とは、当法人の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(名称)

第49条 法人印は、「一般社団法人建設プロジェクト運営方式協議会」の名称を彫刻するものとする。

(登録)

第50条 会長は、法人印を新たに調製し、再製し又は改印したときは、その印影を理事会に報告するとともに、法人印登録簿に登録しなければならない。

- 2 法人印が廃棄されたときは、会長は、遅滞なく理事会に報告するとともに前項の登録を抹消するものとする。

## 第12章 雑則

第51条 当法人の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### [附則]

- 1 本規約は、2017年5月16日から施行する。
- 2 当法人の設立初年度の役員を選任については、第12条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第14条第1項の規定にかかわらず、2019年5月31日までとする。
- 3 当法人の設立初年度の予算の決議については、第41条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 当法人の設立初年度の会計年度については、第38条の規定にかかわらず、本規約の施行の日から2018年3月31日までとする。